

○尼崎市公文書管理委員会の運営に関する規則

令和4年3月31日

尼崎市規則第15号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年尼崎市条例第3号。以下「条例」という。）における用語の意義による。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第3条 委員会（条例第36条第1項の規定により部会が置かれたときは、部会。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、数個の利用決定等審査請求に係る事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の利用決定等審査請求に係る事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 委員会は、前項の規定により利用決定等審査請求に係る事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び市長にその旨を通知しなければならない。

(市長の申出等)

第4条 市長は、利用決定等に係る特定歴史的公文書に記録されている情報がその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、その旨を委員会に申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出を受けた場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第74条の規定により当該申出に係る特定歴史的公文書の提示を求めようとするときは、市長の意見を聴かななければならない。

(写し等交付請求)

第5条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め（以下「写し等交付請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(1) 当該写し等交付請求に係る主張書面（法第74条に規定する主張書面をいう。）

若しくは資料（電磁的記録を除く。）（以下「対象主張書面等」という。）又は当該写し等交付請求に係る電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 次条各号に掲げる交付の方法のうち当該写し等交付請求をする者が希望する方法

(3) 第6条第1項の規定により写し等交付請求に係る写し等（尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例（平成28年尼崎市条例第34号）第2条第1項第1号に規定する写し等をいう。以下同じ。）の送付による交付を求める場合には、その旨

（写し等の交付の方法）

第6条 写し等交付請求に係る写し等の交付の方法は、次のとおりとする。

(1) 対象主張書面等の写しにあつては、当該対象主張書面等を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを交付する方法

（写し等の送付による交付）

第7条 写し等交付請求をする者は、その写し等の送付による交付を委員会に求めることができる。

2 前項の規定により写し等交付請求に係る写し等の送付による交付を求めた者は、委員会が指定する日までに、当該写し等の送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。

3 前項の費用の額は、同項の送付に要する郵便料金に相当する額とする。

（運営の細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。